

# 商業登記について

法務省

## 1 本店所在地の登記について

### 設立の登記の申請書に本店所在地に関して添付する書面

#### 本店所在地を定めた「定款」を添付

(定款では最小行政区画までを定め、発起人が設立時の本店所在場所を定めた場合は、「定款」と「発起人の一致があったことを証する書面」を添付)

#### 会社法（平成 17 年法律第 86 号）

第 27 条 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 本店の所在地
- 四・五 (略)

第 91 条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行なければならない。

- 一・二 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
  - 一・二 (略)
  - 三 本店及び支店の所在場所
  - 四～三十 (略)

#### 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）

第 47 条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。
  - 一 定款
  - 二～十二 (略)
- 3 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。
- 4 (略)

### 会社の本店の所在地

- ・ 本店とは主たる営業所である。すなわち会社の全営業の最高指揮が発し、かつそこに全営業が統轄される営業所である（上柳克郎ほか『新版注釈会社法(2)』83頁〔中西正明〕（有斐閣，昭和60年））。
- ・ 本条（会社法第27条）は、会社の住所を形式的に定める趣旨と解されるから、本条にいう「本店の所在地」とは定款または登記に記載された地と解すべきことになる（江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1』288頁〔森淳二郎〕（商事法務，平成20年））。
- ・ 本店が事業活動の中心であるか、または現実に事業活動が行われているかどうかは問わない（酒巻俊雄ほか『逐条解説会社法第1巻』254頁〔酒井太郎〕（中央経済社，平成20年））。

## 2 取締役の登記について

### 登記すべき事項

- ・代表取締役…氏名及び住所
- ・取締役…氏名

### 商法の一部を改正する法律（昭和37年法律第82号）

取締役及び監査役の住所は、この改正までは登記事項とされていたが、代表取締役以外の取締役及び監査役については代表権を有しないから、その住所まで登記する実益が少ないことに鑑み、申請人の負担の軽減等を目的として登記しないこととされた。

### 会社法（平成17年法律第86号）

**第911条** 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

- 一・二（略）
- 2（略）
- 3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
  - 一～十二（略）
  - 十三 取締役の氏名
  - 十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十二号に規定する場合を除く。）
  - 十五～三十（略）

### ※訴状等の送達場所

法人に対する送達は、その代表者の住所等においてする。

### 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

**第37条** この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人について準用する。

**第102条** 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

**第103条** 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

### 取締役の登記（住所等関係）に関する近時の議論

#### 会社法（平成17年法律第86号）制定時の議論

代表取締役等の住所を登記事項としていることについて、代表取締役等のプライバシー保護等の関係から見直しを行うべきとの議論がされたが、代表取締役等の住所は、代表取締役等を特定するための情報として重要であるほか、裁判実務上、普通裁判籍の決定及び送達の場面において重要な役割を果たしており、それを登記事項から削除した場合の代替手段が見いだせないとして、改正事項として取り上げられなかった。

#### 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）

会社を代表する取締役・社員等の住所につき、法務局への届出は行うが、訴訟手続等正当な目的のための開示を除き、非公開にすることを選択できる等の措置について検討すべきであるとされた。現在、個人のプライバシーの保護、裁判を受ける権利との関係、取引の円滑に対する配慮等といった観点から、実務における問題の状況を勘案しつつ、適切な方策について慎重に検討を進めているところ。

#### 法制審議会会社法制部会での議論

「会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化ということにつきましては、（中略）代表取締役等の住所は裁判籍の決定ですとか送達の場面という、訴訟の一番初めの段階で重要な役割を果たしているというところがございます、円滑に訴訟が進められないということになってくる可能性もございます」（平成22年12月22日・第8回会議での意見）

### 3 取締役の印鑑登録証明書の添付について

#### **就任の登記の申請書に添付する市区町村長作成の印鑑登録証明書**

非取締役会設置会社・・・取締役が就任承諾書に押印した印鑑の証明書

取締役会設置会社・・・代表取締役が就任承諾書に押印した印鑑の証明書

※ 代表取締役以外の取締役の印鑑登録証明書の添付は求められていない。

#### **商業登記規則等の一部を改正する省令（昭和47年法務省令第81号）**

実在しない者や他人の氏名を冒用した代表取締役の登記がされるのを防止するため、代表取締役が就任を承諾したことを証する書面の真正を担保するための措置として、株式会社の設立の登記及び代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、代表取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑について市区町村長が作成した印鑑登録証明書の添付を必要とした。

#### **商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）**

##### **第61条（略）**

- 2 設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とする。
- 3 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「設立時取締役」とあるのは「設立時代表取締役又は設立時代表執行役」と、同項後段中「取締役」とあるのは「代表取締役又は代表執行役」とする。
- 4～7 （略）